

## まちの樹の指定及び管理に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）（以下「条例」という。）第17条第2項に規定するまちの樹の指定及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

### (標識の設置)

第2条 市長は、条例第17条の規定によりまちの樹の指定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- (1) 樹種
- (2) 指定年月日
- (3) 指定番号

### (協 定)

第3条 市長は、まちの樹の所有者又は利害関係人と当該保存樹の管理等に関する協定を締結するものとする。ただし、公有地については当該樹木管理者の承諾を得るものとする。

2 前項の協定の期間は、おおむね10年以上とする。

### (管 理)

第4条 まちの樹の所有者又は利害関係人は、当該樹木を適切に管理するよう努めるものとする。

### (権利の移転等)

第5条 まちの樹の所有者又は利害関係人は、当該樹木の存する土地の所有権を移転し、又は当該土地に地上権などの用益物権を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出るものとする。

### (解 除)

第6条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、まちの樹の指定を

解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、まちの樹の所有者又は利害関係人は、市長に対して前項の規定による指定の解除について申し出ることができる。

( 助 成 )

第7条 市長は、毎年度予算の定める範囲内で、第4条に規定する協定の締結者に対し、適正な管理のために必要な奨励金を交付することができる。

( その他必要事項 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、まちの樹の指定及び管理に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。